

新県立中央図書館整備事業設計業務委託に係わる公募型プロポーザル 【質問・回答書（全体版）】

令和3年11月2日

質問書（様式1）によりいただいた質問に対する回答です。

↓番号は10月20日、22日、29日に公表した回答書に記載の番号に合わせてあります。

番号	資料名称	ページ	項目番号	質問内容	回答
1	実施要領	2~3	3	実績について、～の新築の基本又は実施設計業務を完了した実績を有することとあるが、既存の公民館に増築する形で新築の図書館の設計を行った場合、その業務は実績として認められるか。 業務名は図書館機能等整備工事設計業務、建築基準法上は増築での取り扱いになりますが、実質設計業務を行う図書館は新築工事になります	実施要領3(6)配置予定技術者における「新築」の規定は、棟別増築、同一棟増築を含むものとします。
5	実施要領	2	3(6)	建築設計統括技術者および、建築設計主任技術者の配置予定技術者の業務実績として、「(a)から(d)のいずれかの建築物の新築又は実施設計業務を完了した実績を有し」とありますが、地方公共団体が発注した美術館の改修工事で、増築部分（展示室・収蔵庫等）が300m ² 以上のものは、実績として認められますか。	
2	実施要領	3	3(6)イ(イ)(c)	専門職大学の校舎において、一部に図書館が含まれている複合用途建築物は、要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	学校教育法第83条の2第1項の規定に基づく専門職大学は同法第1条に規定する大学に該当するため、3(6)イ(イ)(c)の要件を満たすと解します。
6	実施要領	2	3(6)	「建築設計統括技術者（管理技術者）又は、建築設計主任技術者として、業務完了した実績を有すること」とありますが、地方公共団体より発注された業務で「主任技術者」という役職名がなく、「管理技術者」および「担当技術者」という役職名で受託しているもので、「担当技術者」が主任技術者と同等の役割を果たしたものは、実績として認められますか。	認められます。
7	実施要領	2,3		建築設計統括技術者（管理技術者）および建築設計主任技術者の資格に関して、「(イ)以下の建築に関する業務を建築設計統括技術者（管理技術者）又は建築設計主任技術者として、業務完了した実績を有すること」との記載があります。弊社実績で(a)～(e)に該当する業務においては、「主任技術者」の位置づけがなく、「管理技術者」と「担当技術者」の専任届けを提出しました。この場合「担当技術者」として専任した者を、本業務の建築設計統括技術者（管理技術者）又は建築設計主任技術者の予定者として提出してよろしいでしょうか。	その通りです。

8	—	—	—	建築設計主任技術者の参加要件で参加資格を証する書類は前所属企業(フランス企業)で国外の国(ロシア)が発注した博物館を含む複合施設の基本設計を完了し、そのプロジェクトに主任技術者として従事した実績を、所属企業の社長が証明する書類及び日本において地方公共団体が発注した公共建築物の契約書の写しの2つでよろしいでしょうか。	その通りです。
9	実施要領	3, 4	(6)	設計共同体とした場合、建築主任技術者は代表構成員と構成員企業から各1名ずつ選出しても良いと考えて宜しいでしょうか。また、良い場合、(様式3-2)配置予定技術者調書を追加で複数提出して宜しいでしょうか。	建築主任技術者を代表構成員と構成員企業から各1名ずつ選出する場合は業務分担を実施方針書(様式12)に明確に記載し、様式3-2を複数提出してください。
10	実施要領	4	3(6)カ	『コスト管理主任技術者』としての業務完了した実績について、『積算主任技術者』等、呼称が異なっても同等業務を行ったと判断できればよい、と捉えてよいでしょうか。	その通りです。
11	実施要領	5	3(8)ウ	協力会社についてですが、1社につき3社の配置予定技術者になれるのではなく、技術者1名につき3社の配置予定技術者になる、という認識でよろしいでしょうか。	(R3. 10. 29回答修正) その通りです。 ↓ 実施要領3(8)ウを削除し、重複制限を撤廃することとしました。
4	実施要領	5	3(8)	本業務に協力会社として参画する場合、将来的に発注される可能性がある運営業務やその他本件に関する業務委託等への参画の妨げにはならないでしょうか。	3(8)に定める協力会社の規定は、3(6)ウ～カに規定する配置予定技術者が所属する協力会社のみに適用され、その他は適用しません。なお、3(9)イの規定は「建物本体の建設工事」の受注資格の喪失を定めており、その他の業務は該当しません。
12	実施要領	6	5(1)	業務に従事した証明となる資料の写しの提出を求められていますが、コスト管理主任技術者についてはこれまでの業務の契約書類や成果品等で記名を求められたことが少なく、社外の書類による証明が難しいことも考えられます。自社作成の証明書等の添付により代替してもよいでしょうか。	可能です。
13	実施要領	2	3(6)	建築設計統括技術者および、建築設計主任技術者の配置予定技術者の業務実績を証明するものとして、建築専門誌で名前が確認できるものは、有効でしょうか。	有効とします。建築専門誌に名前が記載されているページのコピーなどを、証明するものとして提出してください。また、専門誌のタイトル及び巻号が分かるようにしてください。
14	実施要領	2	3(6)	新たな分野の配置予定技術者について ①ア～カ以外の新たな分野の技術者を追加してもよろしいでしょうか。 ②追加する場合、様式3を様式3-7等とし、様式4と共に提出すればよろしいでしょうか。 ③新たな分野の技術者のプレゼンテーションへの参加をお認め頂けますでしょうか。	県が求める配置予定技術者にア～カ以外の新たな分野の技術者を追加する事は認めませんが、実施方針書に任意で記載する事はあります。プレゼンテーションは重要な機会ですので、業務に対して明示的に責任を共有する方に原則限定させて頂いておりますが、二次審査進出者が決定した段階で、参加者からの申請により審査委員会でその必要性が認られた場合は、6名のうち2名に限り、配置予定技術者に代わり出席を認めます。詳細は一次審査会の結果発表に合わせてお知らせします。
15	実施要領	2	3(6)	大学の研究室に所属する技術者を新たな分野として配置する場合、様式3及び様式4を追加し、提出すればよろしいでしょうか。	配置を求める技術者は、実施要領3(6)に記載の通りであり、それ以外の分野について届け出る必要はありません。
16	実施要領	5	3(8)	体制について、協力事務所とは別に協力を依頼するアドバイザーをたてる場合は、協力会社という扱いになるのでしょうか。 また、その際提出すべき資料等はあるでしょうか。	「協力事務所とは別に協力を依頼するアドバイザー」は「配置予定技術者が所属しない協力会社」であり、提出すべき資料はありません。

17	実施要領	—	—	質問書の回答期限が10/29となっておりますが、期限を待たず、随時回答をいただけるものと考えてよろしいでしょうか。特に参加資格に関する質問は早め的回答を希望いたします。	随時回答ではなく、事務局において回答時期を判断させていただきます。
18	実施要領	6	5(1) 6(1) 7(1)	参加表明書、技術提案書の提出のときは、原本1部と、CD-RまたはDVD-R 1部あわせて2部提出するという認識でよろしいでしょうか。	紙の原本は提出書類ごとに実施要領に記載の部数を提出してください。紙の原本とは別に電子データはCD-RまたはDVD-Rで2部提出してください。
19	実施要領	6, 8, 10	5, 6, 7	電子データについて、CD-R又はDVD-Rに保存したものを2枚提出するという理解でお間違いないでしょうか。	その通りです。
20	実施要領	6	5(1)	【様式3-1～3-6】について、『記載業務に従事した証明となる資料の写し』は、守秘義務の観点から契約書の提出が難しい場合、掲載雑誌の写しや、自社にて作成した従事証明書にて対応してよいでしょうか。	可能です。ただし、実施要領に定める資格要件を満たすことを示す箇所をマーキングするなどし、証明事項が全て提出書類のみで分かるようにしてください。また、雑誌のタイトル及び巻号も分かるようにしてください。
21	実施要領	6	5(1)	配置予定技術者調書に添付する「記載業務に従事した証明となる資料の写し」は、契約書の写しの他、雑誌の掲載記事等でもよいか。	
22	実施要領	6	5(1)	会社概要について様式自由とありますが、必ず記載しなければならない事項があればお示しください。	一般的な会社パンフレットやホームページの情報程度とします。
23	実施要領	6	5(1)	会社概要を示す書類として市販の建築専門誌による弊社特集号を添付することを考えていますが、その場合雑誌全体のPDFデータ作成及びCD-R収録ができません。表紙・目次・会社概要等のみを抜粋してスキャンしてCD-Rに収録することでもよいでしょうか。	可能です。
24	実施要領	7	5(1)	【様式4】について、『協力会社に関する会社概要』を会社ホームページの写し等で代用することは可能でしょうか。	可能です。
25	実施要領	7	5(1)	出資比率の確認できる資料の写しとありますが、設計共同体協定書に記載がある場合、協定書の写しでよろしいでしょうか。	可能です。
26	実施要領	7	5(2) イ (ア)	参加資格を証する書類は、技術提案書（1次）の提出期間であれば、技術提案書と同じ封筒で提出してもよろしいでしょうか。	その通りです。
27	実施要領	8	6(1)	提出書類の綴じ方の指定はあるか。	ありません。
28	実施要領	8	6(1)	様式8～11において綴じ方の指定は有りますか（左上1か所、左2か所など）	
29	実施要領	8	6(2) ア	具体的な表現は避ける等パースの表現等に制限はあるでしょうか。	ありません。
30	実施要領	8	6(2) イ	コンセプト文の文字数の制限等はあるでしょうか。	いません。
3	実施要領	8	6(2) ア	外観パースは複数カット掲載してもよろしいでしょうか。	可能です。
31	実施要領	8	6(2)	様式8に掲載の外観パースは、鳥瞰や軸測投影（アクソメ）の画角でも構わないでしょうか。また、抽象化したイメージスケッチとすることは可能でしょうか。	いずれも可能です。
32	実施要領	8	6(2) ア	技術提案書（様式8）に掲載する「テーマ1における外観パース」は、同（様式9）にも掲載するものと考えてよろしいですか。	様式9に「テーマ1における外観パース」の掲載義務はありません。
33	実施要領	9	6(2) ウ	階数の指定や構造種別の指定等はあるでしょうか。	いません。

34	実施要領	9	6(2) エ	面積表を1次・2次の2回提出ですが、内容は変更可能でしょうか。	技術提案書（1次）で提案したコンセプトが変わらないことを前提に、精査による微修正程度は可能です。
35	実施要領	6	10	10.5ポイントを最小とあるが、図版内の文字サイズはこれに限らないという理解でよろしいでしょうか。	
37	実施要領	10	(4) エ	説明に用いる文字の大きさは10.5ポイントを最小とありますが、図中の文字の大きさは適宜小さくしてもよいと考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
38	実施要領	10	6(4)	技術提案書等の文字の大きさについて10.5ptを最小とする旨の記載がございますが、本文以外の図内の注釈等については8.5ptを下限として記載する事は可能でしょうか。	可能です。
36	実施要領	10, 12	6(4) エ 7(4) エ	説明に用いる文字大きさの最小値（10.5ポイント）は、表や図中の文字等、すべての文字について適用すると考えてよろしいですか。	表や図中の文字については、制限しません。
39	実施要領	10	6(4) キ	参加者番号はどのように記載すればよろしいでしょうか。番号はこちらで任意で設定するのでしょうか。	実施要領5(4)に記載の通り、担当課より通知する番号を記載してください。
40	実施要領	10	6, 7	各技術提案書の提出書類にコスト管理や概算工事内訳書が含まれておりますが、ペデストリアンデッキや家具備品、展示計画等の付帯工事も含めたコストでしょうか、もしくは図書館本体施設整備費のみでしょうか。また、駐車場が本体施設に含まれるのか、付帯工事に含まれるのかもご教示ください。	概算工事内訳書は要求水準書第2-3に記載のある通り、ペデストリアンデッキ、備品家具は含まれますが、展示工事は含まれておりません。また、駐車場は付帯工事に含まれます。
41	実施要領	10	7(1)	【様式16】について、内訳書は任意様式とありますが、種目別の金額の記載程度でよろしいでしょうか。また、内容は評価の対象になるでしょうか。	見積書の内訳は要求水準書第2-2対象業務に記載の業務毎に内訳が分かるものとしてください。また、見積書の内容は評価の対象となりません。
42	実施要領評価要領	10 1	(1) 2 (1)	技術提案書（2次）の提出物に見積書がありますが、評価要綱には見積書の金額の評価点がありません。見積書は参考であり評価は行わないと考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
43	実施要領	10	7(1)	様式12、13、11、14の綴じ方はステープラ（ホチキスで良いでしょうか）また綴じ方の指定は有りますか（左上1か所、左2か所など）	指定はありません。
44	実施要領	10	7(1)	様式11の留める位置は様式12の後、様式13の前でよろしいですか。	様式13の後、様式14の前としてください。
45	実施要領	12	7(2) エ	【様式14】に記載する平面図の縮尺に制限はあるでしょうか。	制限はありません。
46	実施要領	14	(5)	2次審査プレゼンテーション及びヒアリング用のデータ（パワーポイントなど）は当日の持參と考えて宜しいでしょうか。	詳細はプレゼンテーション及びヒアリングを参加要請した際にお伝えしますが、持込パソコンでのプレゼンテーションを想定しています。
47	実施要領	14	—	プレゼンテーションに使用する資料については、提出した提案書を動的（動画やアニメーション等）に見せることは可としますでしょうか。	技術提案書のみでのプレゼンテーションを想定しており、動画やアニメーション等でのプレゼンテーションは不可とします。

48	実施要領	14	(5)	プレゼンテーション参加のPC 専属操作員は主任技術者でなくともよいと考えて宜しいでしょうか。	6人以内かつパソコン操作のみであれば可能とします。
49	実施要領	14	(5)	PCの専属操作員は、様式3-1~6に記載した主任技術者ではなくても参加可能と考えてもよろしいでしょうか。	
50	実施要領	14	8(5) ウ	「ヒアリング出席者は6人以内とし、配置予定技術者に限る。中略 なお、PC等の専属操作員も出席者に含めるものとする。」とありますが6名以内であればPC操作を配置予定技術者以外の者が担当することは可能でしょうか。	
51	実施要領	14	(5)	「プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、配置予定技術者に限る」とありますが、「図書館アドバイザーや構造建築家を協力会社とする場合、「図書館アドバイザー技術者」「構造技術者」などとし、主任技術者でなくとも出席することは可能でしょうか。	プレゼンテーションは重要な機会ですので、業務に対して明示的に責任を共有する方に原則限定させて頂いておりますが、二次審査進出者が決定した段階で、参加者からの申請により審査委員会でその必要性が認められた場合は、6名のうち2名に限り、配置予定技術者に代わり出席を認めます。詳細は一次審査会の結果発表に合わせてお知らせします。
52	実施要領	14	8(5) エ	プレゼンテーションおよびヒアリングで使用する説明資料には、付帯質疑回答は含まれないと考えてよろしいですか。	含まれませんが、技術提案書（2次）は付帯質疑の回答を反映した内容としてください。
53	様式3-1	3	(6)ア (ウ) ※2	自社社員として3ヶ月以上継続した直接雇用関係があることを確認できるものの写しに関して、管理技術者が企業の代表者（開設者）である場合は、会社の謄本の写しを添付することで良いか。この場合の雇用期間は、会社設立からの期間を記入すれば良いか。	その通りです。
54	様式3-1~3-6	—	—	様式3-1~3-6に添付する、「健康保険被保険者証等、雇用関係が確認できるものの写し」に関して、管理技術者または主任技術者になる者が、事務所に所属する建築士であって、役職が役員または顧問である場合、登記簿謄本または顧問契約書を提出すればよろしいでしょうか。	その通りです。
55	様式3-3~3-6	3~4	(6)ウ~カ ※2	協力会社の者を従事させる場合、雇用期間欄は空欄とし、雇用関係を確認できるものの写しは不要ということで良いか。	その通りです。
56	様式3-1, 3-2			実績を2件記載する場合、行を追加してもよろしいでしょうか。	可能です。
57	様式4	—	3	協力会社の会社名はどこに記載すれば良いか。(2)氏名は、協力会社の代表者を記載することで良いか。	(2)氏名に、協力会社の会社名、代表者名及び選任する技術者名を記載してください。
58	様式4	—	2	電気設備設計と機械設備設計が同じ協力会社の場合、協力会社調書は1枚提出で良いか。	その通りです。
59	様式4	—	—	「様式4-協力事務所調書」は協力事務所が主任技術者として従事せず、主任技術者の補助として参加する場合も提出を求められるのでしょうか。	求めません。
60	様式4	—	—	協力会社調書について、協力会社が主任技術者としては従事しない場合提出不要と考えれば宜しいでしょうか。または様式の文言を修正して提出すると考えれば宜しいでしょうか。	県が求める配置予定技術者が所属しない協力会社の場合、提出不要です。
61	様式8, 9, 10	—	—	A3に縦横の指定はありますか。	横指定とします。
62	評価要領	1	2	1次審査で提出した具体的な外観ペースが、二次審査で部分的に変更されることは認められるでしょうか。	認められます。
63	評価要領	1	1	1次審査の評価について、参加表明書の実績等に関する事項は評価対象にならないと考えてよろしいでしょうか。	その通りです。

64	実施要領	7	5(3)	参加表明書に記載する業務実績等は評価の対象にはならないのでしょうか。評価の対象となるならば、採点基準を教えてください。	業務実績は評価項目ではありません。
65	評価要領	1	—	1次及び2次審査において、管理技術者、その他の主任技術者の過去の実績に対する評価はされないのでしょうか。	
66	評価要領	2	1	1次審査の配点は2次には反映されますか。	反映されません。
67	要求水準	2	4	基本設計が9月まで、実施設計が7月からとなっており、期間が重複しています。どのようなお考えでしょうか。	付帯施設等など、実施設計が可能な内容から着手していくことを想定しています。
68	要求水準	2	4	実施設計中においてR5年9月までに計画通知済証の交付が求められますか。	求めます。
69	要求水準	2	4	ペデストリアンデッキの道路内建築の建築許可（44条）についても上記と同様。	上記と同様ですが、一般的には建築許可取得後に計画通知の提出になります。
70	要求水準	4	第2-1-(1)	建設地の前面道路の幅員について詳しい図面資料等ありましたらご提供いただけますでしょうか。	ありません。静岡市に確認願います。
71	要求水準	4	—	「建設地全体敷地面積」と「施設計画エリア敷地面積」の記載がありますが、建ぺい率や容積率等の法チェックの根拠となる敷地は「建設地全体敷地面積」（24,320.06m ² ）と考えてよろしいでしょうか。	建ぺい率や容積率等の算出根拠となる敷地面積は、提案により設定される施設計画エリアの敷地面積としてください。
72	要求水準	5	—	駐車場整備についても本業務と考えてよいでしょうか。 よい場合、敷地の分けについては参考程度と考えてよいでしょうか。	駐車場整備も本業務に含まれます。敷地分けについては、資料2で示すゾーニングでの計画をお願いします。
73	要求水準	5	(4)	埋蔵文化財について、発掘調査は行いますか。また行ったのち埋め戻しによる保存を希望しますか。仮に発掘作業を行なった場合に見学できるようにする意向はおありでしょうか。	未調査エリア（影響ラインを含めた遺構部分を除く）において、1.5m以深の掘削の場合、本発掘調査が必要となります。実施主体は県で行います。調査時期は設計により、1.5m以深の掘削が明確となった時点（令和5年度想定）で調査を実施します。また、影響ラインを含めた遺構部分は1.5m以深の掘削は不可としており、本発掘調査を行う予定はありません。遺構の見学対応は想定していませんが、調査結果によっては見学会等を実施する場合があります。
74	要求水準	6	(4)	概算工事費上限額の内訳にある付帯施設整備費はペデストリアンデッキ、駐車場、駐輪場、緑地広場のすべてと考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
75	要求水準	6, 24	—	新県立中央図書館整備事業設計業務委託には東静岡駅から新県立中央図書館に接続するペデストリアンデッキも本業務に含まれると考えてよろしいでしょうか。また概算工事費上限額には、ペデストリアンデッキの整備費も含むのでしょうか。	いずれも含まれています。
76	要求水準	6	(4)	BDS、検索機、自動貸出機、予約システムなどの図書館システムは概算工事費に含まれるのでしょうか。	含まれません。
77	要求水準	6	第2-3(4)	概算工事費の内訳は、図書館本体施設整備費、附帯施設整備費、備品家具購入費とありますが、埋蔵文化財の調査の費用は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	概算工事費上限額に埋蔵文化財調査に係る費用は含みません。県が別途発注します。
78	要求水準	6	第2.3.(4)	概算工事費上限額の内訳には展示設備、機械警備は含まれないと考えてよろしいですか。	展示設備は含まず、機械警備の配管のみ含まれます。
79	要求水準	6	第3-1(1)	ク コンストラクションマネジメント業務、とは工事監理業務とは異なる業務でしょうか。具体的な業務内容と時期についてご教示いただけますでしょうか。	コンストラクションマネジメント業務は工事監理業務とは異なります。具体的な業務内容は現在検討中です。

80	要求水準	9	第4-2(2)	ア 設計業務の内容及び範囲の中で、備品家具、展示設備、機械設備が別途工事と記載があり、ペデストリアンデッキといった付帯設備については言及されておりません。本業務における設計、積算範囲を明確にご教示いただけますでしょうか。また、もし付帯設備や備品購入費が本業務における積算業務範囲から除かれる場合、P6に示された概算工事費上限額におけるそれぞれの内訳の想定はございますでしょうか。	設計する施設は図書館本体及び附帯施設（要求水準書第1-1用語の定義参照）であり、概算工事費上限額に含まれるものは要求水準書第2-3(4)に記載の通りです。なお、備品家具とは要求水準書第5-1に記載してある内容となり、造作家具は図書館本体に含まれます。
81	要求水準	10	2(オ)	「構造設計に係る難易度により業務量を補正する場合」の欄に免震建築物との記載がありますが、免震建築物を前提とした提案を行うものと考えて宜しいでしょうか。	「構造設計に係る難易度により業務量を補正する場合」の欄に「免震建築物」としているのは、設計委託料算定における想定であるため、提案内容を「免震建築物」に制限するものではありません。
82	要求水準	10-11, 13	(2) ア (オ) b (2) イ (イ) c (c)	「b 構造設計に係る難易度により業務量を補正する場合免震建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く)とする。」「(c) 構造計算適合性判定の申請先は、県との協議の上決定する。」といった記載がありますが、いわゆる大臣認定の必要な免震や高層建物、特殊材料や工法の利用を前提とした提案は避けるべきという理解で良いでしょうか。 もしくはそれらの提案を行う場合、追加業務及び認定に係る審査料を設計側で負担すれば提案は可能でしょうか。	「b 構造設計に係る難易度により業務量を補正する場合免震建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く)とする。」はあくまで想定であり、提案内容を制限するものではありませんが、契約上限額内で業務を行っていただくことが前提となります。なお、認定に係る申請手数料は県の負担とします。
83	要求水準/基本計画	18/51	3	要求水準書では「用途係数1.25」の基準とされておりますが、基本計画には、「施設の免震化」も記載されています。「用途係数1.25」の基準もしくは「免震化」の提案も可能と考えて宜しいでしょうか？	用途係数については、「静岡県構造設計指針・同解説（2014年版）」2.5.3による「公共的建築物」と扱うため、用途係数1.25としてください。また、免震化については提案によることとし、地震による大規模災害への対応ができるれば可能です。
84	要求水準	18	4(3)	停電時の機能維持に関して、停電時も保存機能諸室の空調設備による室内環境の維持が必要かご教示下さい。	保存エリアのうち、貴重書庫及び保存処理室に関しては室内環境が維持できるようにしてください。
85	要求水準	20	5(2)	保存機能諸室の具体的な温湿度・空気質条件がございましたらご教示下さい。	貴重書庫及び保存処理室については、『文化財（美術工芸品）保存施設、保存活用施設設置・管理ハンドブック』を基に、温度28度以下・湿度50～60%範囲内等を想定し、外気温との温度差が少なくなるように考慮してください。
86	要求水準	20	—	盗難防止対策はどのように行われますか？ICチップの非接触など導入を想定している設備があれば教えてください。	ICタグの設置及びBDSでの管理を予定しております。
87	要求水準	21		主要道路沿いの空間における地区整備計画の壁面後退は屋根及び軒に適用されないと考えてよろしいでしょうか。	静岡市のホームページを確認願います。 https://www.city.shizuoka.lg.jp/000848901.pdf
88	要求水準	21	7(1)	埋蔵文化財未調査エリアのうち影響ラインを含めた遺構以外の部分の建築行為に関して、プロポーザル時での段階では1.5m深までの掘削という要項を遵守すべきでしょうか。	ペデストリアンデッキの基礎や杭により1.5m以深の掘削が想定されるため、提案時に1.5m深までの掘削として制限するものはありませんが、掘削範囲が大きくなると埋蔵文化財本発掘調査に要する期間が長くなる事が想定されます。
89	要求水準	22	—	緑地広場・テラスの外部閲覧席について屋根の必要性の有無をご教授ください。	テラスは建物の一部、緑地広場は屋外想定していますが、緑地広場における屋根の設置について提案によるものとします。
90	要求水準	22	7(2)	緑地広場にて外部閲覧席を計画していますが、本を外部に持ち出す際のセキュリティの考え方を教えてください。（貸出後の本の閲覧のみでしょうか。）	貸出処理後の本のみ閲覧が可能となります。
91	要求水準	22	7(2)	外部空間計画においてテラスやコロナ禍を踏まえた外部閲覧席の計画の記載がありますが、セキュリティ内であれば屋外の閲覧席を設けることは可能と考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
92	要求水準	23	7(3)	車両の出入りは東静岡南口環状線から取ること、と指定されていますが、一般車両・管理車両導線は分散させない方がよろしいでしょうか。	駐車場（平置き）は一般駐車場のみの利用を想定しており、出入りは東静岡南口環状線からを想定しております。管理用車両の出入口を市道東静岡中央線からとする場合は、静岡市との協議によります。

93	要求水準	23	7	東静岡南口環状線からの出入りはいずれも、西進方向の車両のみとなりますか。	東静岡南口環状線は対面通行の道路ですが、西へ進方する車道からの出入りを想定しております。
94	要求水準	23	7(3)	駐車場550台のうち、グランシップ利用者や図書館利用者以外の駐車場は何台を見込んでいますか。	グランシップ、図書館以外の利用は想定していません。
95	要求水準	23	第4-7-(3)	現在の駐車場エリアに計画している駐車場は、将来整備予定である立体駐車場の方に移行すると考えてよろしいでしょうか。	将来整備時の立体駐車場は案として示したものであり、現時点では、決められた整備計画はございません。
96	要求水準	23	7(3)	本提案で、敷地西側の駐車場を含めた一体的な計画を行うことは可能でしょうか。	駐車場エリアを含めた一体的な計画は不可とします。将来整備を踏まえ、資料2で示すゾーニングでの計画をお願いします。
97	要求水準	23	第4-7-(3)	「駐車場（平面）」とありますが、これは自走式立体駐車場ではなく平置きの駐車場のことを指していると考えてよろしいでしょうか。 もしくは要求水準書_資料6内に記載のありますように、立体駐車場の計画も許容されるのでしょうか。	駐車場（平面）は平置きの駐車場としてください。
98	要求水準	23	7(3)	駐車場上空に広場を設けることは可能か。	不可とします。
99	要求水準	7	24	駐車場で想定されている大型バスはどの程度の想定でしょうか。	大型観光バス（ハイデッカータイプ）を想定しています。駐車区画を個別に設けず、需要に応じて普通自動車区画をバリケード等により区画して運用する予定です。
100	要求水準	24	7(3)	「大型バス来訪時の際に開放できる出入口を別途一箇所整備すること。」と記載があるが、出入口位置の制限はあるか。	発注者としての制限はありませんが、静岡市、警察等との協議により制限がかかる場合があります。
101	要求水準	—	—	東静岡駅と図書館をペデストリアンデッキで接続する際の地盤面からの高さは10mと想定してよろしいでしょうか	令和2年度東静岡駅南口歩行者用通路概略検討業務委託業務報告書（概要版）の第3章に描かれている、図面のデータを追加添付します。
102	要求水準	24	7(4)	ペデストリアンデッキを新設する際の東静岡駅側からのT.P.をお教いいただきたいです。また、東静岡駅の図面データをいただくことは可能でしょうか。	令和2年度東静岡駅南口歩行者用通路概略検討業務委託業務報告書（概要版）の第3章に描かれていますが、不鮮明のため図面のデータを追加添付します。
103	要求水準	24	7(4)	「ペデストリアンデッキを施設計画エリア内（市有地の一部含む）に配置」とありますが、計画に含むことのできる市有地の範囲をご教示ください。	ペデストリアンデッキの計画によります。概略検討した計画については資料6をご確認ください。
104	要求水準	24	第4-7(4)	ペデストリアンデッキとの接続が想定されている、JR東静岡駅の駅舎の箇所や高さ情報のわかる図面や資料をご提供いただけますでしょうか。	JR東静岡駅駅舎の図面は業務開始後に静岡市と協議の上、提供する事を想定しています。接続位置等については、追加添付するペデストリアンデッキの図面データを参考してください。
105	要求水準	25	7-(4)	補足事項「令和2年度東静岡駅南口歩行者用通路概略検討業務委託業務報告書（概要版）」（資料6）と異なる計画とする場合、静岡市と事前協議が必要となる条件について具体的にお示し下さい。 ex1. 『富士山テラス』や『芝生広場』などデッキ上のレイアウトが概略検討と異なる計画とする場合。	ペデストリアンデッキの計画内容や許可を得る部分（市有地）及び許可に至るまでの考え方等にもよると考えられるため、事前協議が必要となる条件についても静岡市との協議が必要となります。
106	要求水準	25	7-(4)	概略検討に示されている長方形のデッキ形状を変更する場合、敷地内の調整であれば静岡市との事前協議は必要ないものと考えてよろしいでしょうか。 またプロポーザル提案前に事前協議が必要な場合の担当部署についてお示し下さい。	敷地内の調整は可能ですが、別棟の扱いや施設の開放性などの整理が必要なため、形状変更する場合は静岡市との事前協議が必要となります。なお、概略検討業務において協議した担当部署は、資料6の第4章に記載の部署です。
107	要求水準	25	(5)	協力車発着ステーションの敷地への出入りは公用車と同様に市道東静岡中央線又は東静岡南口環状線からと考えてよろしいでしょうか。	その通りです。ただし、市道東静岡中央線からの出入りについては静岡市との協議によります。

108	要求水準	25	(5)	公用車駐車場3区画とありますが、1区画当たりの台数をご教示下さい。また、3区画を1か所にまとめて配置することは可能と考えてよろしいでしょうか。	1区画あたり1台です。3区画を1カ所にまとめて配置することは可能です。
109	要求水準	26		想定面積表にある「大学コンソーシアム事務室」に関し、コンソーシアムへの参加大学や必要機能など、構想に関してご教示ください。	公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムのホームページを確認願います。 https://www.fujinokuni-consortium.or.jp/
110	要求水準	26		想定面積表において、直営管理と民間管理にエリアの分割がなされていますが、想定されている直営業務、民間委託業務の区分をご教示ください。	本プロポーザル掲載ホームページの「参考資料」に掲載している「新県立中央図書館管理運営計画」及び「交流スペース管理運営計画」を確認願います。
111	要求水準	27	—	日本十進分類による分類ごとの図書数、書架にすると何竿ずつありますか。	『静岡県立図書館報 葵』にある分類別の蔵書比率を参考としてください。最新データは下記ページ内にある55号のp. 24~25になります。 https://multi.tosyokan.pref.shizuoka.jp/digital-library/detail?tilcod=0000000027-SZ01000117
112	要求水準	27	—	今後図書が増えた場合はどのように対処することをお考えですか。一般閲覧スペースの書架を増やしますか？それとも入れ替えを行い、一般閲覧スペースの図書数はある程度一定に保ちますか。その場合、日本十進分類による分類ごとの図書数をある程度一定に保ちますか。	閲覧スペースの図書増加は後者を想定しており、書架は増やさず公開書庫・閉架書庫への移動を想定しています。閲覧スペースの分類ごとの図書数についても、原則としては一定に保つ方針です。
113	要求水準	32	ア (ア)g	カウンターは囲われたスペースとする必要はあるでしょうか。また、常時何名程度が在席予定でしょうか。	一般利用者の侵入を防ぐため、バックヤード含めてある程度区切られたスペースを想定しています。なお、臨時のカウンターは囲う必要はありません。配置人数は時間・曜日により上下しますが、平常時の一般閲覧コーナーでは概ねカウンターに4人、バックヤードに2人程度を想定しています。
114	要求水準	45	エ(ア)	学習室は複数設置とありますが、合計280m ² 100席程度になるように適宜室数を計画して進めればよろしいでしょうか。また、設置するエリアに想定はあるでしょうか。	適宜室数を計画することは可能です。また、設置するエリアに指定はありません。
115	要求水準	58	(イ)	(イ) 閉架書架は可動式集密書架を設置とありますが、全自動書架は想定しないと考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
116	要求水準	64	(カ)	資料搬送車はどのくらいの頻度で本図書館を出入りしますか。また、車両サイズに決まりがあればご教示下さい。	資料搬送車は週3日程度の出入りがあり、普通乗用車とワンボックスカー程度のサイズを想定しています。一方、資料搬入等による大型トラックの駐停車の利用も想定している点にご留意ください。
117	要求水準	67	イ(ア)	事務室と運営事務室は事業者が違いますが、一体とすることができるでしょうか。それとも明確に区分けする必要があるでしょうか。	事務室は県職員が執務する場所であり、運営事務室は民間事業者が執務する場所であるため、明確に区分けする必要があります。
118	要求水準	—	—	BDSの設置箇所は要求水準書に記載の箇所のみでしょうか。もしくはセキュリティイメージを参考に適宜判断して計画すればよろしいでしょうか。	BDSは建物の出入り口部分のみに設置することを想定しています。
119	要求水準	—	—	【要求水準書】に記載の室面積及び席数と【(参考資料1)ダイアグラム】、【整備計画】の表の数値に差異がありますが、どちらを正として計画を進めればよろしいでしょうか。	要求水準を正としてください。

120	資料1	4	(3) ア	対象外業務の有無（標準業務の軽減に係る事項）において、建築技術職員等の関与が有りとのことですが、これは具体的にはどのような関与にて、どの程度標準業務が軽減されるのかを教えてください。	関与の具体例としては、建築主（知事等）への説明等は事業課に所属する職員が対応するなどの関与を想定しています。また、軽減の割合については、静岡県建築設計等委託料算定基準（下記、リンク）をご確認ください。 https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-150/kentikusekkeitouitakukannrennsiryou.html
121	資料1	16	協力事務所承諾申請書	協力会社については、構造設計事務所、設備設計事務所の他に、例えばインテリア設計、土木・造園設計など、その他の分野に関わるコンサルタントを入れる事も可能と考えてよろしいですか。	可能です。なお、実施要領3(6)ウ～カに定める配置予定技術が所属する協力会社以外の協力会社については調書の提出は不要です。
122	資料2	—	—	駐車場レイアウトについては提案によるものとし、駐車エリアと施設計画エリアの区分位置についても提案による調整は可能と考えて宜しいでしょうか。	駐車場レイアウトは提案によります。 エリアの区分位置（各エリア境）は、要求水準書にある資料2のとおり、南側の面で駐車場エリア約122m、施設整備エリア約110mが区分位置となります。 (令和3年11月2日補足説明) エリアの区分位置（各エリア境）に関しては、回答を原則としてください。ただし、敷地全体の活用を図る上で有意義な提案がある場合は、区分位置（各エリア境）の調整が可能ですが、駐車場を平置きで550台以上確保してください。その場合、区分位置が最適な理由を技術提案書で説明してください。
123	資料2	1	—	駐車場エリアの範囲はどこまで厳密なものでしょうか。（駐車場エリアに庇などを建てるることは不可でしょうか。）	エリアの区分位置（各エリア境）は、要求水準書にある資料2のとおり、南側の面で駐車場エリア約122m、施設整備エリア約110mが区分位置となります。 ただし、駐車場エリアから施設整備エリアまでを結ぶ庇を設置する場合は、エリア境で縁切りが必要です。なお、施設計画エリア内の施設と一体となつた庇などが駐車場エリア内にかかるることは不可とします。 (令和3年11月2日補足説明) エリアの区分位置（各エリア境）に関しては、回答を原則としてください。ただし、敷地全体の活用を図る上で有意義な提案がある場合は、区分位置（各エリア境）の調整が可能ですが、駐車場を平置きで550台以上確保してください。その場合、区分位置が最適な理由を技術提案書で説明してください。
124	資料2	—	—	ペデストリアンデッキの基礎が※2の注記に記載されている埋蔵文化財本調査の必要エリアに含まれています。本調査の費用は別途と考えて宜しいでしょうか。また本調査の期間はどの程度を想定していますでしょうか。	本発掘調査は県が別途発注する予定です。調査期間は工事による掘削範囲によります。
125	資料2	—	—	施設計画エリアの未調査エリアにおいて、遺構以外の部分であれば1.5m以下の掘削条件により建築可能と考えて宜しいでしょうか。	その通りです。
126	資料3	1	2(2)	今回免震構造を想定されているとのことです。記載されている調査内容以外に必要な調査（PS検層、常時微動特性、液状化検討など）は追加で実施いただけだと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書資料3 地質調査特記仕様書9その他により、必要であれば本業務に含めて実施していただきます。

127	資料5	—	—	入退館のセキュリティチェックはありますか？ある場合はどのような方式で行いますか？導入を想定している設備があれば教えてください。	入退館時のセキュリティチェックはありません。
128	資料5	—	—	もしセキュリティチェックがある場合、持ち込み（カバンやその中身など）についてのチェックはありますか？	
129	資料5	—	—	一般ユーザーの持ち込み物の制限はありますか？	入館時の持込制限はありませんが、一部書庫等で持込制限があります。
130	資料6	1	(5)	東静岡駅南口歩行者用通路概略検討にある民間施設は将来計画に見込むものと考えて宜しいでしょうか。 その場合、規模等の想定があればご教示下さい。	将来整備時の民間施設は案として示したものであり、規模等について、現時点では決められた整備計画はございません。
131	資料6	1	(5)	東静岡駅南口歩行者用通路概略検討にあるような立体駐車場を今回計画で提案することは可能でしょうか。 その場合、台数は地上駐車場と立体駐車場あわせて要項の台数と見込んで宜しいでしょうか。	立体駐車場は将来整備時の案として示したものであり、今回は駐車場（平面）は平置きの駐車場としてください。
132	資料6	19	—	将来計画である東西に延長されるペデストリアンデッキの経路は今回計画により適宜修正の検討が可能であると考えて宜しいでしょうか。	経路については、現時点では、②案が最良と考えていますが、今回計画により修正の検討は可能であると考えています。
133	資料6	19	—	将来計画で予定されているa. 民間施設、c 公共施設の概要を現在開示できるものがあればご教授ください。	将来整備時の民間施設、公共施設については案として示したものであり、現時点では、決められた整備計画はございません。
134	資料6	15	—	「令和2年度東静岡駅南口歩行者用通路概略検討業務委託業務報告書（概要版）」によると、資料2「施設計画エリア範囲」に示された駐車場エリア（約14,600m ² ）、及び本計画敷地外のグランシップ敷地内における芝生広場内に、図書館以外の建物の整備の可能性が示されていますが、それらの建物の用途や規模などに關し、現時点である程度の計画があれば、参考に提示していただけませんか。	将来整備時の施設については、案として示したものであり、現時点では、決められた整備計画はございません。
135	資料6	15	2	将来計画に記載のある、東西の民間施設及び公共施設と接続する歩行者ルートの整備計画を考慮しなければならないか。	将来的な歩行者用通路の拡張性を確保するなど、考慮していただきたいと考えています。
136	資料6	21	—	「令和2年度東静岡駅南口歩行者用通路概略検討業務委託業務報告書（概要版）」にて公開されていますペデストリアンデッキのCADデータをご提供いただけますでしょうか。	令和2年度東静岡駅南口歩行者用通路概略検討業務委託業務報告書（概要版）の第3章に描かれている、図面のデータを追加添付します。
137	資料6	2	15	今回の計画では東静岡駅と図書館をつなぐ計画となっているが、将来整備時の歩行者用通路ルートは①～④案のいずれかの形で実施する方針と考えてよろしいでしょうか。	②案のルートが最良と考えていますが、現時点では、決められた整備計画はございません。
138	資料6	1, 15～19, 27	—	左記資料において、計画敷地の駐車場エリアに民間施設及び立体駐車場の計画と駅前の敷地周辺を東西方向につなぐペデストリアンデッキの計画や公共施設の計画が記載されています。 図書館完成後の将来整備計画として現時点で想定される内容があればご教示いただけないでしょうか。	ペデストリアンデッキについては、将来整備時の公共施設を案として示したものを前提とし、②案のルートが最良と考えておりますが、現時点では、決められた整備計画はございません。
139	資料6	15	—	公共施設等の将来整備を仮定しているようにお見受けしますが、将来的に整備を行い、最終的にはグランシップまでペデストリアンデッキを繋げるという考えでよいでしょうか。	将来整備時の歩行者用通路は、グランシップまで繋げることを想定しています。
140	資料6	8	—	B案で検討しているようにお見受けしますが、B案の図面（JWW）は頂けますでしょうか。 また、B案同等の駅舎出入口であれば図書館接続については指定は無いと考えてよろしいでしょうか。	令和2年度東静岡駅南口歩行者用通路概略検討業務委託業務報告書（概要版）の第3章に描かれている、図面のデータを追加添付します。また、図書館側の接続位置について指定はありません。
141	参考資料2	—	—	高低差のわかる資料はありますでしょうか。	
142	—	—	—	敷地のその周辺の地形の高低差のわかる資料をご提供いただけますでしょうか。	ありません。要求水準書第2-2-(2)に記載の現況測量の業務を行っていただき、確認していただきます。

143	参考資料2	—	—	敷地の高低差が分かる資料があれば頂けないでしょうか。	
144	資料4	—	—	現状インフラ関係図面は参考資料4にて提示頂いていますが、インフラの供給能力、配管サイズの情報があればご提示をお願いします。	上水は敷地外周道路沿いに口径150～300の上水管が敷設されています。下水は北側を除く外周道路沿いに口径200～250の下水管が敷設されており、東側敷地内に口径150の接続口が複数あります。ガスの配管サイズは未確認です。電気は電気引込範囲から700 kWの供給が可能です。詳細は各供給事業者へ確認願います。
145	敷地図 jww	—	—	敷地図のjwwデータに表記されている緑地想定の範囲における建築物の計画に関して、必須項目又は制約等はありますでしょうか。	敷地図のjwwデータにおいて、非表示としている内容については、府内検討していく中での資料のため、必須項目及び制約するものではありません。
146	—	—	—	地下水利用の制限はありますでしょうか。周辺井戸敷設状況図がございましたらご提示をお願いします。	地下水利用の制限はありません。周辺井戸敷設状況図はありません。
147	—	—	—	東静岡駅のCADデータをご提供いただけますでしょうか。	東静岡駅駅舎のCADデータはありません。
149	—	—	—	ペデストリアンデッキを検討するため、東静岡駅の平面図、断面図を開示していただけますでしょうか。	現時点で開示できる平面図、断面図はありません。
148	—	—	—	現状の静岡県立図書館の図面データをご提供いただけますでしょうか。	耐震補強工事の図面は紙媒体ですが、建設当初の図面が確認できません。業務上必要であれば、契約後に提供は可能です。
150	—	—	—	既存の県立図書館の図面を開示していただけますでしょうか。	
151	基本構想	3	第1-3	入館者数のデータがありますが、地域別利用者数のわかるデータがございましたら、ご提示いただけますでしょうか。	入館者数は『静岡県立中央図書館報 葵』に掲載（55号ではP.50）しておりますが、最新号（55号）はコロナ禍の影響を受けておりますので、ご留意ください。地域別利用者数のデータはありませんが、『静岡県立中央図書館報 葵』の利用者アンケート（55号ではP.50～51に掲載）に利用者の住所に関する回答がありますので、そちらを参考にしてください。
152	整備計画	43	②閉架書庫	閉架の収蔵量の想定上、県史編さん資料16万点程度は、16万冊程度と考えて宜しいでしょうか？	県史編さん収集資料及び歴史的公文書は、概ね普通の本の66%程度（3点＝2冊）程度で積算してください。
153	管理運営計画	3.3.1	63	開館日・開館時間の中に一部施設の部分開館等についても検討とありますが、カフェ・ラウンジ以外にも想定はございますでしょうか。	ありません。
154	その他	—	—	プロポーザル期間中に関係法令について、関係各所への問い合わせを行って宜しいでしょうか。	可能です。
155	その他	—	—	基本設計、実施設計の期間中にJRに対して協議する必要はありますでしょうか。	あります。